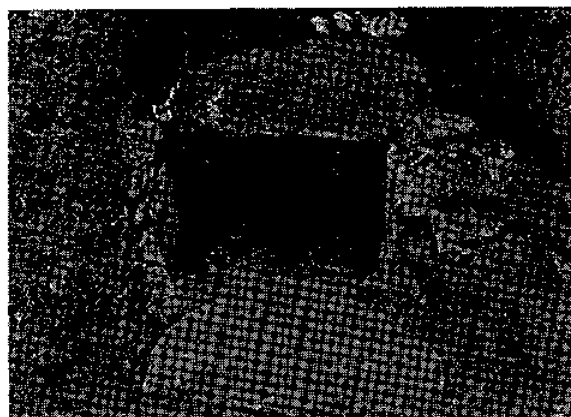


第二章 律令体制と三島

第一節 律令制成立期の三島

中臣氏 中臣氏と三島の特別な関係をうかがわせる材料がいくつかある。そのことをのべるまえに、と三島 ヤマトのどのような豪族が三島にかかわりをもったのかを少し古くさかのぼってみておく必要があろう。さきにものべたように、竹村ミヤケの設立や継体天皇擁立にかかわるものといえ、大伴氏をまずあげなければならない。ことに三島県主は、竹村ミヤケ設定のさいに、大伴氏に年端もいかぬ自分の子供をしもべとして差し出し、私的な隷属関係をもったが、そのことは大伴氏が三島に緊密な関係をもったことを想像させる。このほかに大伴氏がどのような形で勢力をはったかを示す資料はない。六世紀中葉になって、大伴氏が衰退した後も、三島県主との特別な関係はなお続いたかもしれない。欽明二十三年紀にみえる、三島郡の埴廬に新羅人を定住させた豪族を蘇我氏とみる説もあるが確かなことはわからない。中臣氏が登場してくるのはそのつぎの段階のようである。

中臣氏と三島の関係を考えさせる材料はまず有名な藤原鎌足（中臣鎌子）に関するつぎのようなものであ



写27 阿武山古墳「貴人の墓」の石室

る。その一は鎌足の墓といわれる阿武山古墳である。標高二一四メートルのちょうど三島野を見おろす位置にあって、一九三三（昭和八）年偶然の事情から調査が行われ、石室内に夾紵棺が発見されて話題になったものである。しかしこれを鎌足のものであるとする決定的材料は現在のところみつかっておらず、後述するような中臣氏関係のほかの資料とあわせて、この地を中臣氏の本貫とし、阿武山古墳を鎌足のものである説にはなお問題を残している。その二は、鎌足が「大化改新」事件の前、宗業の神祇の職をこたわって、三島別業に隠棲したとする伝承である。この話は、日本書紀と大織冠伝（鎌足伝）の二つとも載っているが、書紀は三島退去の時期を、皇極三（六四四）年とし、家伝は舒明朝の初め（六二九～六三二年頃）として、その点だけが異なる。改新の乙巳の変は、六四五年であるから、前者ならば三島滞在期間はわずか一年であるが、後者ならば十余年の長きにわたることになる。横田健一氏は、家伝の記す通りだとすると、神祇職をすすめられた年が鎌足一八才の時になり若すぎるとし、書紀の方が正しいのではないかという。もしそうだとすると、鎌足が大和の地を去って三島に退去をした事情はどのようなものであったろうか。家伝に三島別業とあるのを見れば、三島は中臣氏の根拠地の一つになっていたのであろう

か。ちなみに、中臣氏の本貫は、大和高市郡の藤原（のちに藤原京が形成されるあたり）といわれている。鎌足は三島退去中に輕皇子（孝徳天皇）と緊密に接触をもち、蘇我氏打倒の計画をねるようになる。

中臣氏と三島の関係を示す二つめの材料は、中臣藍連、中臣太田連という中臣氏のいわゆる複姓氏族が、新撰姓氏錄神別にみえることである。藍連は島下郡の安威郷（阿為神社がある）、太田連は同郡太田神社にかかわる氏族である。直木孝次郎氏によると、氏族を二つ重ねて氏族名とするものは、中臣氏を筆頭に、阿部・大伴などの有力氏族にみられ、下半部にその地の地名をもつものが多い。姓氏錄によれば、これらの氏族は中臣・阿倍・大伴との同祖を主張するものが多いが、彼らが事実上、上級氏族と血縁関係にあったのではなく、なんらかの意味で、上級氏族に対して、隷属的な関係にあったことを示すもののである。そうとすれば、中臣氏が三島の中小首長たちといつの時期かに統属関係をもったことになるわけである。このような複姓氏族は、史料的には奈良朝以前にさかのぼるものはごくまれであり、従って統属関係が事実上成立した時期は、七世紀中葉をさかのぼるものではなからう。

三島におけ 古代の三島には飛鳥白鳳時代にさかのぼる寺院が数カ寺ある。西国街道を東から西に、島上る仏教受容 郡の梶原寺、芥川廃寺、島下郡の太田廃寺、穂積寺などがそれである。これらが、松尾川、芥川、女瀬川、安威川で仕切られた三島の首長層の勢力圏ごとにみとめられる点は注目すべきで、それぞれの地域の豪族たちの氏寺とみるべきであろうが、出土瓦から寺院趾を推定できるにすぎず、伽藍配置などがほとんど不明な今日、寺院の性格を断定することはできない。三島がその地理的位置や、前述のような歴史的環境をもったとすれば、文化的刺激はいちはやくこの地に伝わったと思われ、寺院が建立されたのも畿内

からわかる。寺城内の現畑山神社の境内は、はやくから奈良時代前期の瓦の出土する所として知られている。天平勝宝九（七五七）年の正倉院文書には、当時造営中であつた東大寺の大仏殿回廊の屋根瓦を、四天王寺と梶原寺に計二万枚発注したことが記されている。梶原寺の北の斜面地には飛鳥時代から奈良時代にかけての瓦を焼いた窯跡がある。元中四（一三八七）年梶原寺の御堂は奈良榮山寺の薬師堂として移建された。榮山寺は藤原南家の始祖武智暦の建立した寺として知られる

〔梶原寺に関する記述は鳥谷松「高槻上代寺」の院の研究（一）「高槻史談」による。〕

芥川廃寺は郡家の素戔鳴命神社（神郡社）の境内付近にある寺院跡である。この一帯からは奈良時代前期



写28 梶原廃寺跡（市内梶原一丁目）

の中では最も早いころであつたろう。

梶原寺は、西国街道の南縁に大門とよぶ小字名があるから、街道に門を開く寺であつたのであろう。近くにはまた東四方院、西四方院、末房等の字名が残っていて、僧房があつたことを示しており、今昔物語には京から播磨へ行く使いの者が、梶原寺の僧房に泊つたことが記されている。またこの寺には僧寺と尼寺のあつたことが『類聚国史』延暦十一（七九二）年四月の記事

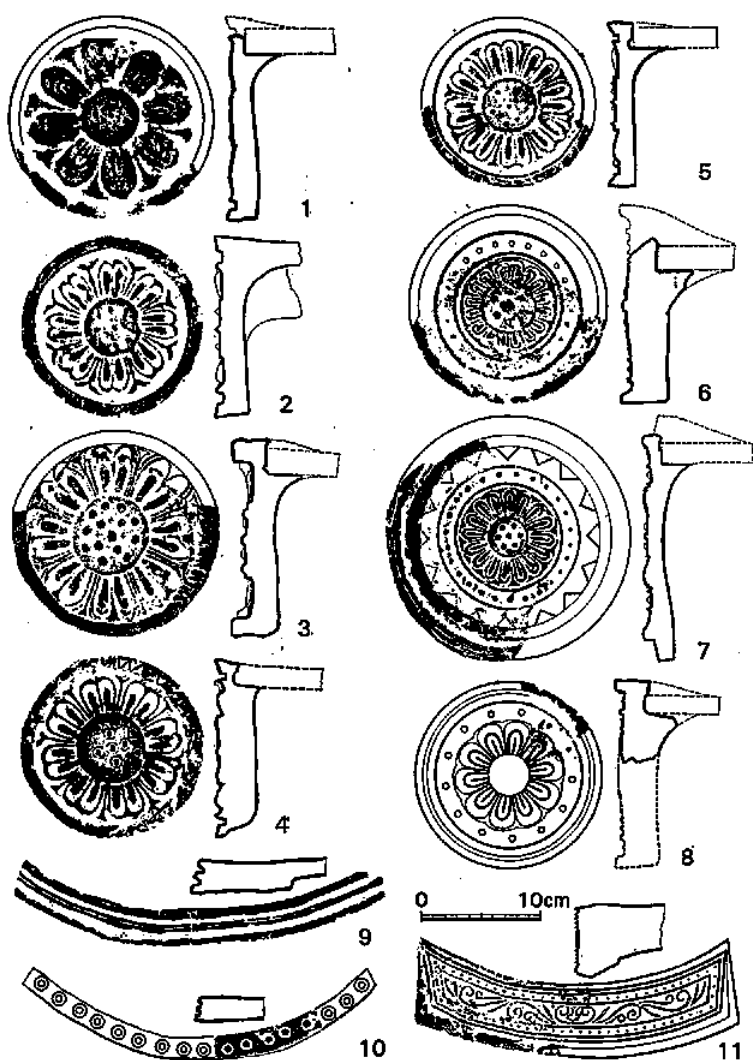


図160 梶原寺(1・3・5・8・10・11)梶原瓦窯(4・9)の瓦

Ⅰ 古代の高槻

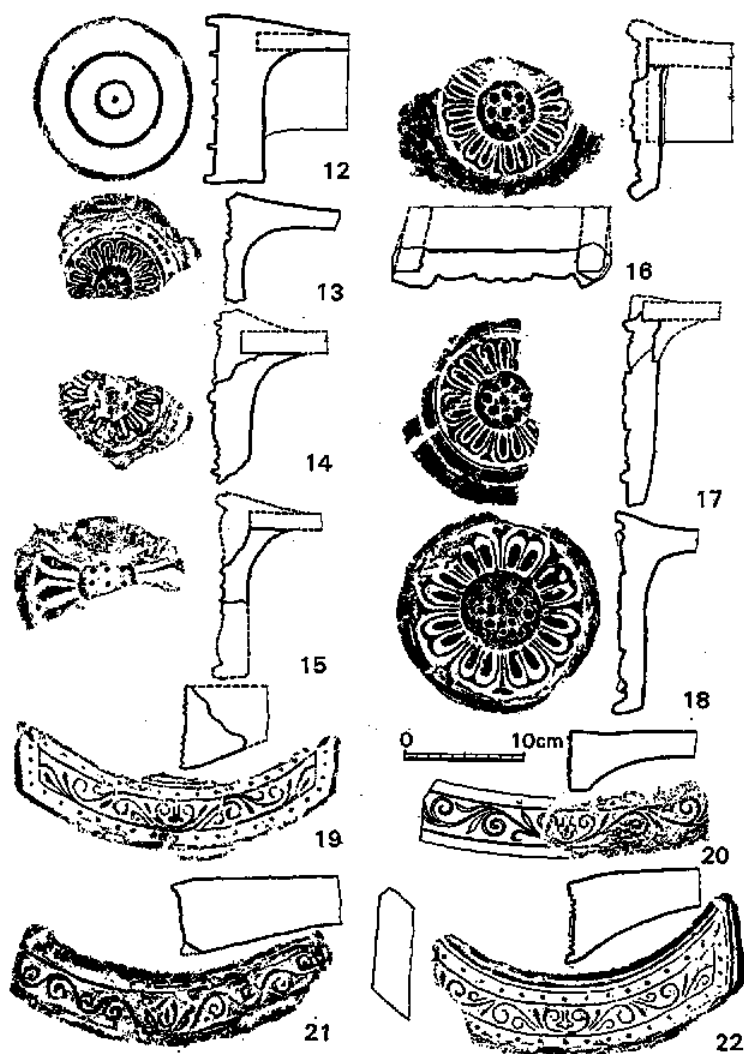


図161 芥川焼寺の瓦(12~22)

の瓦が出土し、神社の手洗鉢には塔心礎が使われており、境内には礎石が散在している。境内すぐ南の水田を試掘して、地表下二メートルまでの間に瓦堆積のあることが確認されている。境内の東北寄り、塋像片や、相輪の破片を採集しているほか、鬼瓦片や「西寺」の陽刻のある平瓦も出土している。郡衙に近い位置にあり、三島県主の氏寺かと考えられている。

島下郡には太田、穂積の二つの寺がある。太田廃寺は伝継体陵のすぐ南の茨木市太田にあって、今は破壊されてしまったが、明治の開墾の折に舍利容器を納めた塔心礎が出土したことが有名である。舍利容器は現在東京国立博物館に収められており、白鳳時代の貴重な遺品とされている。廃寺跡からは飛鳥時代から白鳳時代にかけての軒瓦や棟端を飾る鬼瓦も出土している。この寺は中臣太田連の氏寺と考えられる。

島下郡の郡衙跡と推定される茨木市郡には穂積寺がある。この寺跡からも白鳳時代の軒丸瓦が出土しており、この地域に勢力をもっていた穂積臣の氏寺かとされている。このほか、島下郡には養米寺（やうまいじ）や三宅廃寺といわれる寺もあるが、本市外であり、茨木市史に適切な記述があるのでここでは省略する。

三島コオ 律令制地方行政組織としての三島郡、あるいはその前身の三島評は、いつ、どのような形で成立をみたのであろうか。そのさい具体的にはヤマト政権と特殊な関係にあった三島県主が存在したことを考慮にいれておかねばならないだろう。

一般にコオリ（評）は難波朝廷の孝徳朝ごろに成立したものとされる。この段階のコオリはしかし、律令制下の国郡制のような、人民の地域的編成をとまなうものではない。むしろこれは、それまでの国造、県主などによる支配方式、すなわち氏族別の族制原理をぬけだしてないものと考えられる。それならば、なに

ゆえにこの段階において全国的に評制が採用されたのであろうか。

六世紀後半ごろになって、全国的に顕著な事象として指摘されていることに、群集墳という中小の古墳群が成立してくることがあげられる。三島においても、弁天山のほかに、塚脇、安満などの群集墳が、この時期以降成立をみる。このことは、いうまでもなく、県主一族と別に、ここに住みついた渡来系民族をふくめて、中小の首長層が新たに抬頭してきたことを示している。このような事態に対応して、ヤマト政権がとった政策は、新興首長層と伝統的な旧来の首長をあわせて、この段階における首長の上下関係の整理を行ない、朝鮮三国の地方制度をモデルに評制をとりいれたものと解される。この時期の評の長は評造といったらしく、国造との同質性が強く、評はいまだ官僚組織の体裁をとるところまで進んではない。三島では、八世紀になっても旧来の県主一族が郡領の地位を確保しつつづけている事態を考えれば、この段階で評制がしかれたことはむしろ疑問視される。

三島の民衆にとって、大きな変化は七世紀末に近いころにやってきた。それは律令国家じたいが成立をみた時期である。民衆を地域的に編成する支配方式が確立をみるのは、持統四（六九〇）年の庚寅年籍の作成によってである。ついでにいえば、わが国最初の戸籍といわれる庚午年籍（六七〇年）は、正しくは氏族別に国家所有の人民を登録したもので、したがって戸の籍ではない。五〇戸をもって一里を編成し、その上に評をおくという、律令制の地方行政組織の基本は、ここに確立した。評督、助督、書記官（のちの主政・主帳にあたる）というような評の官僚組織もできあがり、政府が派遣する国宰、国司（くにのみことま）に統轄された。人民は家父長によって統率される世帯共同体ごとに戸籍に登録され、國家の土地をわけ与えられる

一方、租・庸・調・雑徭などの全国一律の賦役を負担する義務をおった。県主によって、配下の民衆が全体として、ヤマト政権に隷属していたかつての姿はそこにはもはやない。

大宝元（七〇一）年、大宝律令の施行によって、国評里制は国郡里制にかわる。この変化は一〇年前のそれと比べれば、それほど大きくはない。しかし国郡里制の採用は、律令制支配のより徹底化を意図したものと見える。国司の行政権限が拡大し、相対的に郡司のそれは低下し、郡司はいまや国司の命令を忠実に実行する一介の地方官になった。

三島郡が上・下二つの郡にわけられたのは、この段階においてであるとおもわれる。大宝令の施行にともなう、全国的に郡の分割、統廃合がすすめられた形跡がある。最近平城宮跡から出土した、和銅二、三（七〇九、七一〇）年頃のものと推定される木簡に、「三島上郡」とあるのは三島が上・下に分割されてまもないころの表記と考えられるし、大和の添県が所布評（藤原宮木簡）になり、それが添上・添下二郡に分割されたのも、同時期の同じような事情に基づくものであろう。このようにして、三島地方における律令制の行政組織は成立をみるのである。

第二節 三島郡の条里制とその遺構

古代の 弥生・古墳時代以来、しだいに沖積低地への居住および水田開発が進展し、古代にはすでに農村計画に、淀川沿いの低湿地を除いては、その大部分が水田化されていた高槻市城南部の低地に

は、近年の急速な市街地拡大に見舞われるまで、道路や畦畔、水路などがほぼ一定の間隔で、東西、南北に規則正しく走り、碁盤目状に区画された水田がひろがっていた。口絵の写真は一九四八（昭和二三）年撮影の空中写真によって、富田東部一帯の水田とその区画を示したもので、富田台地先端部に立地する富田の古い集落や台地上の耕地が不整形の区画となっているのに対して、沖積低地の水田は東西南北に整然と区画されて好対照を示し、柳川の流路もまた水田の区画に沿って直線的に走っている。

このような碁盤目状の区画は、古代の農村計画ともいふべき条里制の施行された名残りで、条里制土地区画（条里制土地割、条里地割ともいう）と呼ばれている。碁盤目状の土地区画は、平城京や平安京などの古代都市でも施行されたが、これは条坊制という都市計画にもとづくもので、条里制とは区画法や規模を異にしている。しかし、条里制も条坊制も、ともに古代律令制下における地域計画として、原則的には共通点も少ない。

条里制土地区画がいつどのようにして施行されたのかという問題については、史料的に確かめることができないので、いろいろな解釈や仮説が出されている。定説化した結論はまだ出されていないが、一般的には、六世紀頃にアガタやミヤケなど大和政権の強い影響下におかれた地区で、先駆的な方格地割が水田の開発方式として採用されはじめ、律令制が整備され、中央集権的な国家機構が確立していった七世紀後半から八世紀前半にかけて、耕地を掌握し、班田収授制を円滑に実施するために採用された土地制度が条里制であると考えられている。

条里制にもとづく基本的な土地区画は、六町（約六五四メートル）四方の「里」と、それを三六等分した一

←条の方向					
6	5	4	3	2	1
12	11	10	9	8	7
18	17	16	15	14	13
24	23	22	21	20	19
30	29	28	27	26	25
36	35	34	33	32	31

←条の方向

6	5	4	3	2	1
7	8	9	10	11	12
18	17	16	15	14	13
19	20	21	22	23	24
30	29	28	27	26	25
31	32	33	34	35	36

←条の方向

図162 条里の坪の数え方

町(約一〇九メートル)四方の「坪」であり、各坪は一反(三六〇歩)約二アールずつに一〇等分されていた。坪を一〇等分する方式は二つあり、ひとつは坪を縦または横に細長く一〇等分するもので、もうひとつは坪の一双の対辺を五等分し、他の一双の対辺を二等分して一〇等分するものであった。したがって一筆耕地の形状は、前者では巾六歩長さ六〇歩の長地型となり、後者では巾一二歩長さ三〇歩の半折型となる(歩は、長さの場合は約一・八メートル、面積の場合は約三・三平方メートル)。

このような条里制土地区画が広い範囲にわたってひろがる場合には、一条・二条・三条……および一里・二里・三里……と縦横に条と里の数詞ナンバーをつけ、この両者を座標軸のように組合せて六町四方の里の位置を示した。さらに、坪については、里ごとに一ノ坪から三六ノ坪まで番号がつけられた。この番号のつけ方、すなわち坪並には、図一六二のように、連続して数える千鳥式と、折返さず数える平行式とがあり、条と里の数詞ナンバーが始まる方角にあたる隅の坪を一ノ坪とするのが原則であった。かくして、条里制施行地域では、例えば「摂津国島上郡九条五里三五坪」というように、田畠や家地の所在を正確に表示することができた訳である。

条里制土地区画の遺構は、今日では、北は岩手・秋田両県から南は鹿児島県に至る平野部や山間盆地などで確認されており、ことに古代の政権所在地であった畿内の平野や盆地を中心に、近江盆地、伊勢平野、上野盆地、和歌山平野、姫路平野、篠山盆

地、亀岡盆地など畿内周辺の諸平野や内陸盆地、さらには瀬戸内海沿岸や北九州の諸平野、濃尾平野や福井平野などでは、平野や盆地床のはば全域にわたる広範囲な遺構が知られている。

高槻市域を含む淀川右岸地域（三島地方）の条里については、天坊幸彦、大越勝秋、千田稔、服部昌之等の論考があり〔天坊幸彦「上代遺跡の歴史地理的研究」大八洲出版・昭三二、大越勝秋「摂津国条里制関係史料集」昭三五、千田稔「古代三島地方における政治的領域」『追手門学院大学文学部紀要』第五号・昭四六、服部昌之「淀川右岸地域の条里と水無瀬庄」『人文研』二二巻・昭四七〕、「淡木市史」や「島本町史」も論及しているので、以下、主としてこれらの論考によりながら、高槻市域の条里制を中心に概観しておこう。

条里制土地 まず、高槻市域を中心として、現在にまで跡をとどめる条里制土地区画、および近年まで存区画の分布 在していたことが確かめられる遺構の分布を図示すると折込付図のようになる。市域南部の沖積低地にはきわめて連続性の良い正方位の条里制土地区画が広く展開し、西方へは淡木市域の千里山丘陵東麓まで続いており、服部昌之はこれに主条里と名付けた。高槻市域はこの主条里の東半部に相当する。

主条里の東端にあたる五領小学校（五領町）の東辺を限る街路から松尾川に至るまでの条里制土地区画は、東西陌線（おくせん）に比べて南北阡線（せんせん）の方が明瞭に残されており、南北阡線の方位はN²°Eとやや東偏の傾向を示す。この堀原・萩之庄地区の条里制土地区画の北限は安満山南麓に形成された小さな複合扇状地の扇端部（国鉄東海道本線付近）までで、扇状地上には及んでいない。一方、南東辺は淀川の旧分流の名残りと推定される内ヶ池、大野池の北西方までで、かつては中洲であった上牧、鵜殿地区や淀川と松尾川にはさまれて南方へ細長く突出している前島地区には条里制土地区画の遺構が残されていない。

松尾川と芥川にはさまれた地区の条里制土地区画は、正方位の阡線、陌線がともによく残されており、全



写29 高槻市南東方の条里遺構と通称辻子水路の蛇行 (1:10000)

般的にきわめて連続性が良い。ただ、高槻の旧城下町地区では城郭および城下町の建設にともなう土地区画の改変が著しく、城下町の街路で条里制土地区画を踏襲しているものは、新川之町から京口に至る東西街路以外、ほとんど認められない。この地区の条里制土地区画の北限は高槻丘陵南麓の傾斜変換線まで達しているが、桧尾川谷口の安満から古曾部にかけて、集落の立地する扇状地には遺構が残っておらず、成合谷にも痕跡がない。服部谷では、その北辺中央部付近の扇状地に鎮座する式内神服神社の南方約三〇〇メートル(三町)までは条里遺構を追跡できるが、谷の北半部や芥川の沿岸では、扇状地の勾配が比較的大きいことや芥川の乱流などのために土地割が乱れている。一方、条里制土地区画の南限は、辻子三丁目以東では、中世前期の人工的河道改変以前の桧尾川流路の名残りとして推定されるメアンダー流路の北西岸(上掲写真)、それ以西では番田井路の北岸までで、これ以南の野中、中小路、大塚、番田などには条里地割が

見当らない。

芥川以西の条里制土地区画もまた、正方位の阡陌線が明瞭で、その連続性も良い。その北限は東部の郡家本町では低位段丘の南麓にまで達しているが、今城塚以西では丘陵地の南麓に形成された扇状地上までは及ばず、富田台地の北半部をおおっているにすぎない。台地面の起伏が相対的に大きくなる阪急富田駅以南の富田台地南半部は、茨木市域に属する継体天皇陵付近から半島状に突出した非条里地区の先端部にあたる。

芥川以西の条里制土地区画で注目されるのは、その遺構が番田井路、玉川筋をこえて西面、柱本地区にまで及んでいることで、とくに柱本では標高四メートル前後にすぎない淀川堤防直下まで遺構が明白である。

この間、唐崎集落北方の、仮製二万分の一地形図〔明治一八年測量、高槻市〔史〕第四卷（折込付図参照）〕に描かれている東北東から西南西へのびる水路（この水路は中世末、近世初頭の芥川付替まで旧絵尾川と合流して玉川に注いでいた旧芥川の名残りと考えられる）に沿った部分と西面集落の付近では、土地割がかなり乱れており、残されている条里遺構は断続的であるが、その土地区画は元来主条里のそれと一連のプランであったと推測される。これに対して唐崎集落南方から三島江集落西方にかけての土地区画は、整然としてはいるが条里制とは異質で、近世以前の区画整理によるものと推定される。柱本の対岸は寝屋川市木屋・太間にあたり、ここには仮製二万分の一地形図をみると大きな河跡湖があり、ここから淀川の本流ないし本流に匹敵する有力派川が古川と寝屋川筋に長期間流れていたことが、古川・寝屋川沿いの大規模な旧流路地形の存在によって推定され、服部昌之は、柱本の現淀川堤防直下にまで及ぶ条里遺構の存在は、淀川の水流がかつては現流路よりもむしろ古川・寝屋川筋により多く流れ込んでいたことによるものと考えている。

高槻市域以外の三島地方における条里制土地区画は、主条里が前述のように千里山丘陵東麓まで達し、その一部は勝尾寺川の河谷にまで侵入しているほか、千里山丘陵南東麓の吹田市千里丘から末広町にかけてはN.33°W方位の条里遺構（島下南部条里）がみられ、千里山丘陵を刻む山田川の河谷にも小規模な条里遺構（N.33°W方位の山田上条里とN.45°Wの山田下条里）が認められる。一方、主条里の北東方、島本町の沖積低地ではN.85°E方位の条里遺構（島上北部条里）が確認されている。

条里の呼 三島地方には条里の呼称をそのまま伝える条里地名はほとんど残されていないが、この地方の条里に關する史料はかなり豊富である。三島地方の条里呼称については、天坊幸彦がその大要を明らかにし、服部昌之がそれを補足整理した。図一六三は服部昌之によってその概略を示したもので、条呼称は島上北部条里、主条里、島下南部条里、山田上条里、山田下条里を一括し、条里制土地区画の差異を無視して、東から西へ、島上郡と島下郡という郡単位に数えた。その場合、両郡の境域が同一条内に混在していた島上郡の一条と一二条が、それぞれ島下郡の一条・二条と重複して設定されていたことが注目される。

一方、里呼称の方は、条ごとに一里の起点を異にしているため、そのすべてを復元することは困難であるが、今日まで残されている条里関係史料や小字名、条里制土地区画の分布などを総合して、図一六三のように、平地が少ない島上北部条里では四里まで、主条里では、東端の島上郡三条が二里までにすぎないのに対し、以下平地の南北幅が拡大するにつれて里数も増加して、島上郡一〇条では高槻市域南端の柱本四丁目、同七丁目付近が一六里に相当したと考えられている。

Ⅲ 古代の高槻

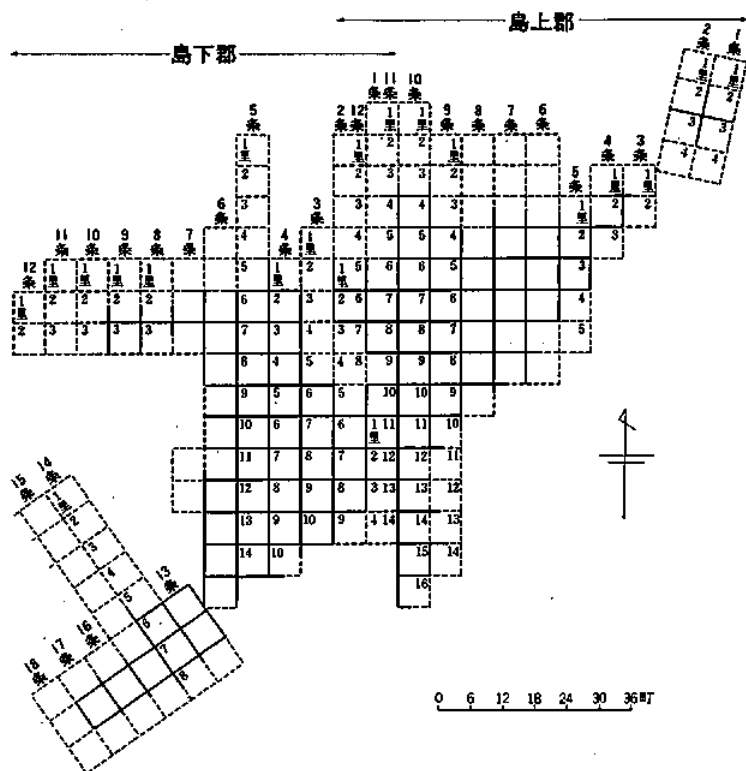


図163 三島地域の条里呼称概略図(服部昌之論文による)

里の起点は複雑で、判明したものに限ってその位置を検討すると、もっとも北に起点を有する島上郡一〇条・一一条は服部谷北端と原盆地との中間に位置する標高一九・三メートルの三角点を有する山頂を起点としている。この山の南麓にあたる服部谷には、前述のように、芥川地区から延びてきた条里制土地区画が谷の南半部(一〇条および一一条三里の南端)まで追跡され、谷奥の芥川谷口左岸には、条里遺構は認められないが「一ノ坪」という小字が残されている、一二条一里に相当して



図164 富田南東方の小字図

いる。このことは服部谷の全水田を包括する目的で条里呼称がつけられたことを示しており、服部昌之は、「条ごとに里の起点が異なる事実も、三島平野から河底平野において、整然たる方格地割を施行できなくとも、条里呼称整備期に、小規模断片的な耕地が条里地割施行地から連続している場合には、原則的にかかる耕地をも掌握するために条里坪付けを施したのではないかと考えられよう」と述べている。

この服部の推定が正しいならば、条里坪付の対象外に位置している原盆地では、当時まだ耕地の開発がまったく行われていなかったということになる。また、服部は、推定線ながらも、島上郡六八条の起点を同郡九条の起点にそろえて図示している。このことは成合谷の南半部のみが条里坪付の対象となったことを示すが、成合谷は役の行者の開基と伝える神峰山寺・本山寺へ絵尾川沿いに達する通路にあたる訳で、谷の南半部のみが条里坪付の対象になったというのも不自然である。しかし、今日成合谷には条里遺構の片鱗すら認められないこともまた事実であり、六八条の里呼称については後考にまきたい。

坪並については、坪地名が数多く残されているため、その復元は容易である。もっとも集散的に坪地名を残しているのは口絵写真に示した富田東方の地区で、そこでは図一六四のように、四ノ坪が千鳥式に連続し、さらに同一里内に十五、十六、三ノ坪（三ノ坪に相当）、三十六という小字名がみられる。この里は一〇条一〇里にあたり、その北東に接する九条八里には小字十四、十五、九ノ坪（二九ノ坪に相当）がある。これらの坪地名から、この地域では里の北東隅に一ノ坪がはじまり、まず条の進行方向と同様に六ノ坪まで西へ坪を数えたのち、里の進行方向に従って南へ折れる千鳥式の坪並が採用され、里の南東隅が三六ノ坪となっていたことが判明する。

条里遺構 一九七二（昭和四七）年に八丁畷町の京都大学農学部附属高槻農場の南西隅で、京都大学の発掘によって実施された発掘調査は、同調査地域の西端にあたるA区において、南北方向にのびる畦畔遺構を発見した（京都大学安部道雄調査団編『高槻』）。図一六五の断面図にみられる黒色砂質土層がそれで、耕土およびスキ床、灰色砂質粘土、灰褐色粘質土の三層の下に位置し、南端のA—I区では標高六・二～六・

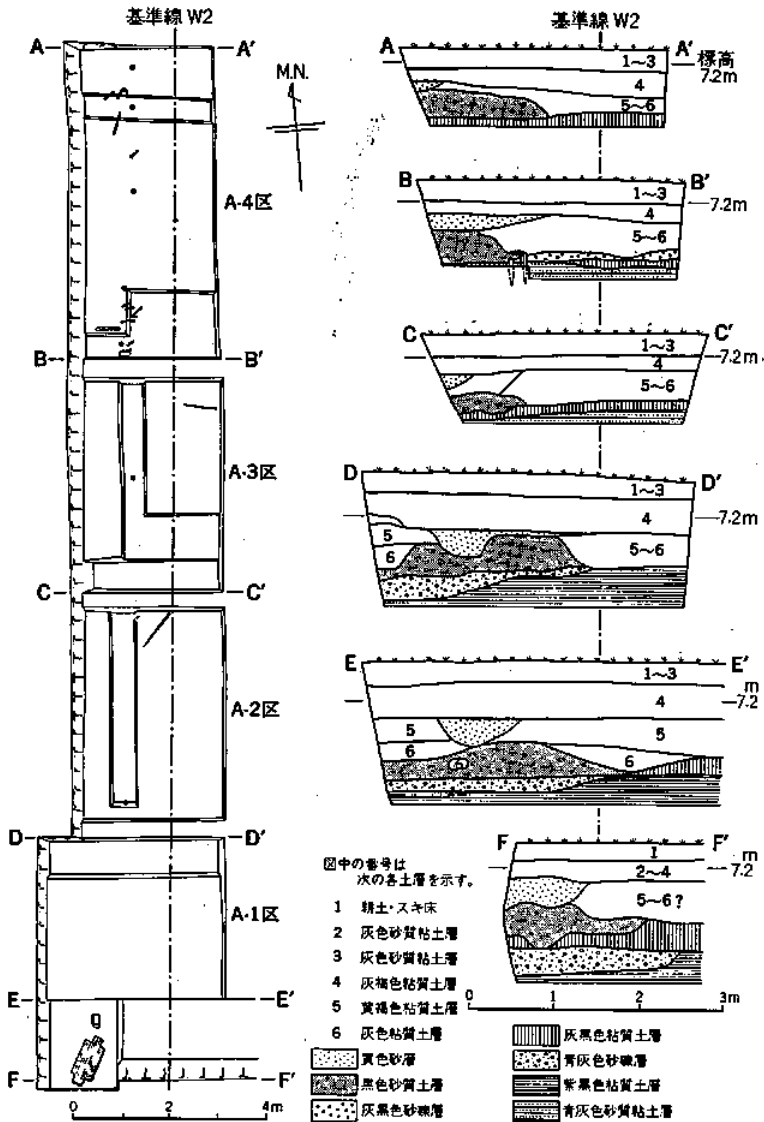


図165 安満遺跡条里畦畔遺構の平面図と断面図(京大報告書による)

Ⅱ 古代の高槻

三メートルを測る青灰色砂礫層の上に盛り上げられたように堆積している。この土盛りは、最高部で厚さ約五〇センチメートル、裾の東西幅は二・四〜三メートルであった。

A―四区南壁の断面では、黒色砂質土の東裾に一五センチメートル大の板石を据え、その両側に直径二〜三センチメートルの丸木杭を二本打ち込んでいるのが見つかった。この丸木杭は黒色砂質土の土盛りを支える杭と考えられ、その先端は土盛りをのせる青灰色砂質粘土層に三〇センチメートルくらい込んでいた。A―四区ではさらに、畦畔の東肩に相当する部分に、畦の方向と並行して七本の丸木杭が約四〇センチメートルの間隔で打ち込まれており、A―三区でも一本、A―二区では二本の杭が同様の状態で検出された。

この畦畔遺構は、前述した島上郡主条里の六条一九ノ坪と七条二四ノ坪との間の里界線上に位置し、その西側には水路が並行して走っていたと推定されている。畦畔遺構の走向は磁北より約五度東に偏しているが、高槻付近の磁針方位は真北より約六・五度西に偏している（一九六七年）ので、その走向は正南北方位をとる島上郡主条里とはほぼ一致している。この畦畔が築成された時期は六世紀前半以降で、A―四区北壁の畦畔遺構を切り込んだ黄色砂層の溝中から出土した奈良時代末の須恵器杯が二次堆積物でないならば八世紀末を下限とする可能性があるので、奈良時代の一時期に考え得るかも知れないという（前掲報）。

このほか、高槻市域では、郡家川西遺跡、上田部遺跡、宮田遺跡、安満遺跡（高垣町）などで、条里遺構ないしは条里制土地区画との関連を示唆する発掘事例が積み上げられており、上田部遺跡および郡家川西遺跡で発見された、統一区画を有する主条里に先行する異方位区画の存在を暗示する遺構や、条里制土地区画と古代・中世の集落との関連を検討する資料を提供した宮田遺跡や安満遺跡などが注目されるが、現段階で

はなお不明な点が多い。

第三節 律令体制下の三島

古代村落 従来、古代ことに律令制下の村落や家族の研究は、正倉院に伝わる八世紀初頭の戸籍や計帳と家族の断簡をほとんど唯一つの材料としてきた。そこに示されているものは、律令政府が人民支配のために、より直接的にいえば、租税賦課等の単位として編成した里や郷戸であり、それは必ずしも、當時の実態としての村落や家族ではない。このような籍帳のもつ資料の性格から、一方において、そこに投影されているはずの実態を強調する議論と、地方において、これをまったく否定して、籍帳の里・戸は実態としての村落・家族とは別のもので、政府が適宜つくりだした擬制的なものだとする意見が併行してきたのが、これまでの長い研究史の歩みであった。それを統一的に理解しようとする見解もあるが、籍帳自体がもつ資料上の制約の壁はあついたのである。

近年になって、古代村落の具体像をより直截に示すまったく別の次元の資料が提供されることになった。それは考古学の発掘調査による資料である。一九六〇年代にはいつて、高度経済成長政策は日本列島の多くの埋蔵遺跡を破壊した。集落遺跡もこの例にもれず、調査終了とともに永久に姿を消してしまったものが多い。千数百年地下に保存されてきた遺跡は、いまや調査員の悪戦苦闘の記録だけをのこすのみになった。

この時代の村落の最近の発掘事例としては、近畿についてみると、和歌山市の吉田遺跡、四日市市の貝野

Ⅲ 古代の高槻

遺跡、同西ヶ畑遺跡などが他県の例であり、大阪府下では高槻市の郡家今城遺跡や郡家川西遺跡が顕著なものである。ことに本市域のこれらの集落遺跡は、畿内における古代村落の具体像を示してくれる材料として貴重なものである。

近畿のこれらの集落遺跡で検出される家屋は、平地式の掘立柱建物が多い。従来、古代（八、九世紀ごろ）の一般民衆の家屋といえば、竪穴住居が普通であるとされてきた。発掘調査が進んでいた関東の集落跡や、教科書にも採用されて有名な長野県塩尻市の平出遺跡の例はたしかに竪穴の住まいである。しかし、さきにあげた最近の諸遺跡の調査によって、近畿地方では、七世紀ごろには、民衆も平地式の掘立柱建物に住むようになることがわかった。奈良県佐味田宝塚出土の有名な家屋文鏡や、群馬県赤堀の茶白山古墳出土の埴輪に、壁をもちあげた平地式あるいは高床式のものがある。豪族たちはすでに古墳時代の早くから、棟に竪木（たてぎ）をあげ、窓を設けた掘立柱の建物に住んでいたことが知られるが、一般民衆の家屋に平地式住居が採用されるようになるのは、先進地域の近畿においては七世紀ごろのことであるらしい。関東、東北の地域ではかなり遅れて中世にはいってようやく部分的に平地式住居へ移行するといわれる。

平地式住居が一般集落の家屋にとりいれられるようになったことは、民衆の生活に大きな変化をもたらした。竪穴住居がつくられる場所は、低湿地をさけて、丘陵地や台地縁辺に限られるものであったが、平地式家屋は、より広い範囲に人間が住むことを可能にした。このことは、可耕地の増大、整備（条里制地割の先駆的なものが考えられよう）、人口増など、生産力がたかまった結果もたらされた生活様式の変化であるといつてよいであろう。

郡家今城 さて、ここで本市の郡家今城遺跡の具体像についてみることにしよう。遺跡は東西、南北との住居跡 も約三〇〇メートルにおよぶもので、そこで検出された家屋棟数は約一四〇棟である。集落

のなかに、条里坪界の大溝がはしっており、建物の方位も一定の方向性をもつなど、集落全体が条里制の地割に規制される形になっている。さらには、集落の地に接して、共同墓地とみられる土墳墓群があり、集落の南側面には、耕地がひろがっている。集落、墓地、耕地が近接してあって、それらが全体として、条里制地割で区画されている景観が想定される。このことは集落と耕地が一体的なものとしてあったことを意味しない。古代村落はむしろ耕地との一体性を前提とはしていない。家屋は、主屋一棟、一、二棟の付属屋、倉庫一棟、それに井戸一基が一セットをなしており、これが、この集落の単位集団の構成物であるとみられる。ただし、単位集団ごとに、建物規模にはかなりの差異がみとめられ、主屋が、柱間八尺（二・四メートル）～九尺（二・七メートル）で桁行三間から五間の身舎に南北廂あるいは三面廂をもつものから、柱間六尺（一・八メートル）程度で、桁行三間の小さなものまでがある。後者の例は、今日の普通の木造家屋が、一間すなわち柱と柱の間を六尺とするのとはほぼ同規模である。ただし、屋根は薄板をならべただけであったと考えられ、壁はたて板を柱心になてならべたもので、床は土間のままであったらしい。当時の文献に「板屋」とみえるものが、この小規模家屋に相当しよう。「板敷屋」と記される床張りをした建物もあるが、前記の廂つきの建物などは床張りの家屋かもしれない。廂をもつ建物の居住者は、この集落の富裕な階層であったろう。東大寺奴婢帳には、大宅可麻呂が東大寺に献上した奴婢のなかに、島上郡濃味郷（野身）にもと實せられていた奴婢一四人がみえている。律令政府に認定された家内奴隸が、三島の地域にも多くいたことをう

Ⅲ 古代の高槻



図166 古代の人たちの住居（郡家今城遺跡復原図・宮本長二郎氏作図）

かがわせる資料であり、郡家今城遺跡によって知られるこの村落のあり方も、律令政府がその基礎にすえた平均的な郷戸にまじって、戸口のなかに私奴婢をかかえた富裕層がいたことを推定させる。

郡家今城遺跡の単位集団は、郷あるいは里の構成単位である戸（郷戸）を考えてよからう。そこには井戸と倉庫を共通にする、それなりに完結した生産と生活のまとまりがみとめられる。なかでも倉が単位集団ごとに見られることは重要な特徴であり、郷戸が調庸や徭役労働の賦課単位であることに相応することがらと考えられる。

また、単位集団（郷戸）ごとに主屋のほかに倉庫をふくめて二、三の建物があるのは、郷戸の構成員数が二〇人から三〇人の多人数におよぶことにもよるが、近年全国的に実施されている近世民家調査の結果を参照すると、かならずしも員数の

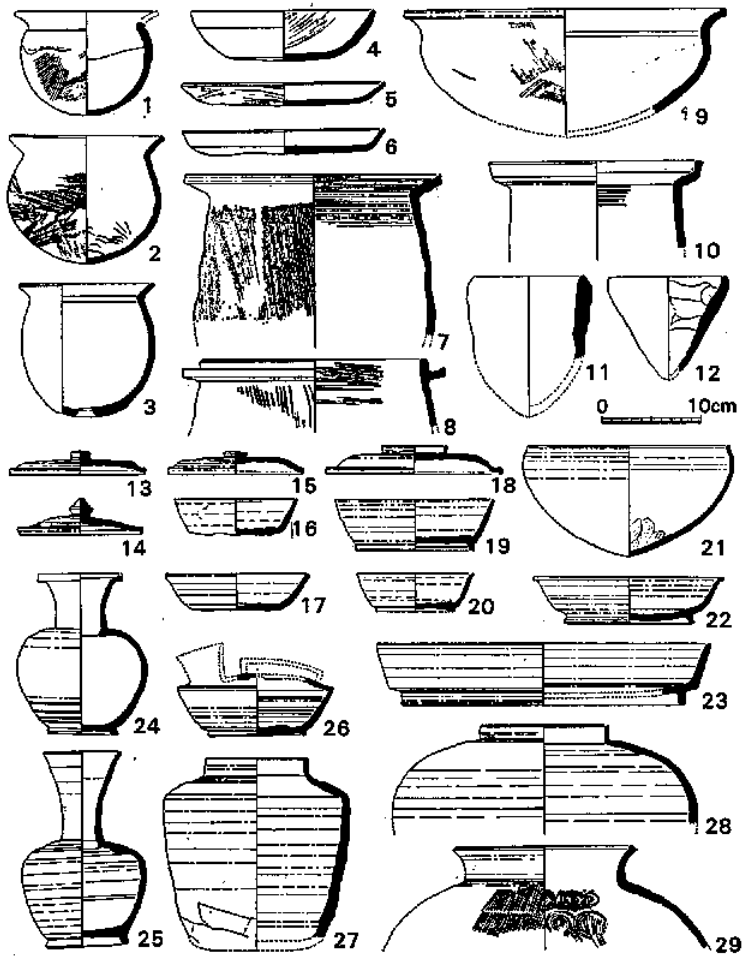


図167 郡家今城遺跡の土師器(1~12), 須恵器(13~29)

Ⅱ 古代の高槻

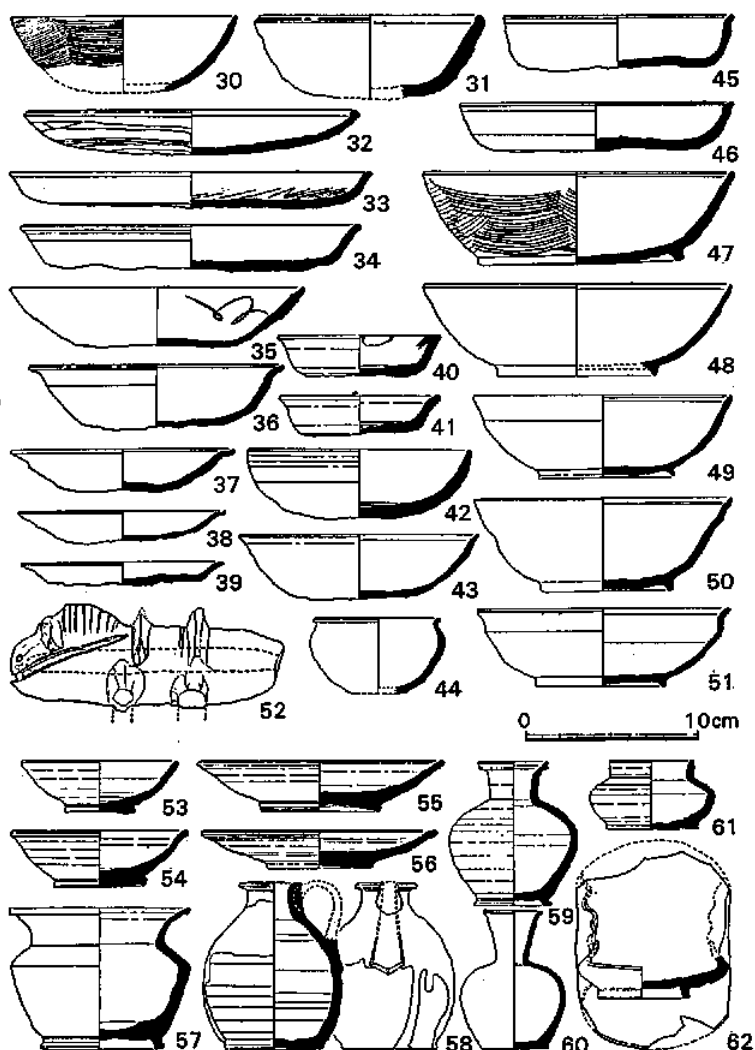


図168 郡家今城遺跡の土師器(30~47), 黒色土器(48~51),
土甕(52), 須恵器(57~62), 緑釉陶器(53~56)

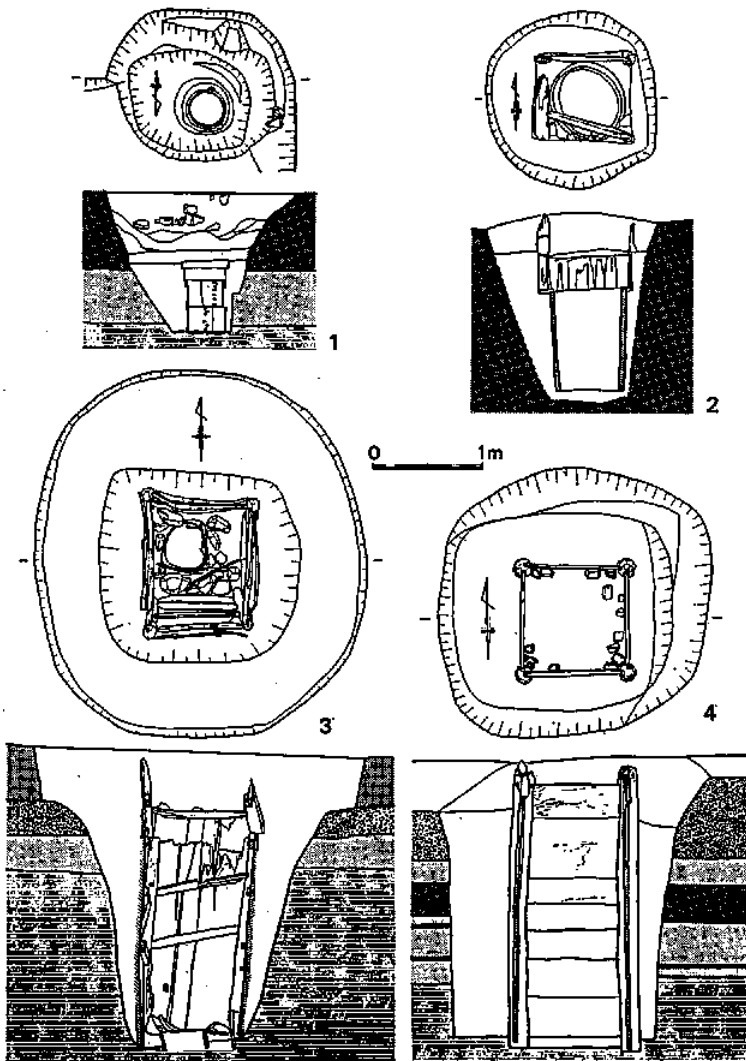


図169 郡家今城遺跡の井戸(1~4)

Ⅱ 古代の高槻

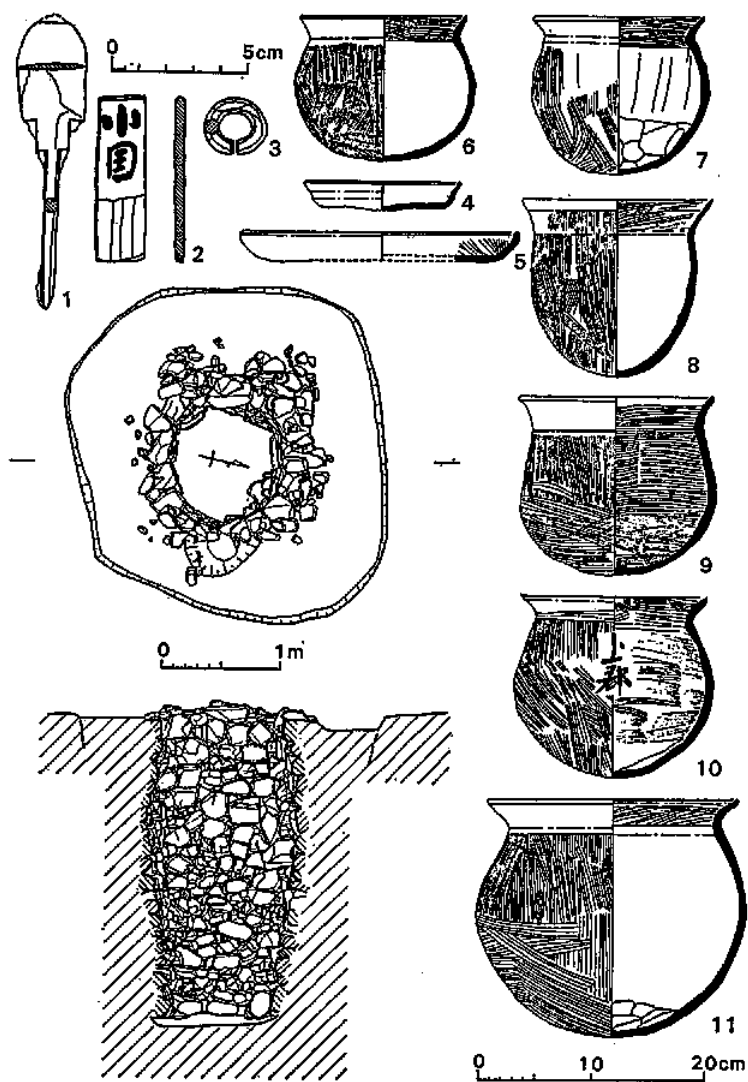


図170 郡家川西遺跡の井戸と内部の遺物
〔鉄鏃(1)・木筒(2)・金環(3)・土師器(4～11)〕

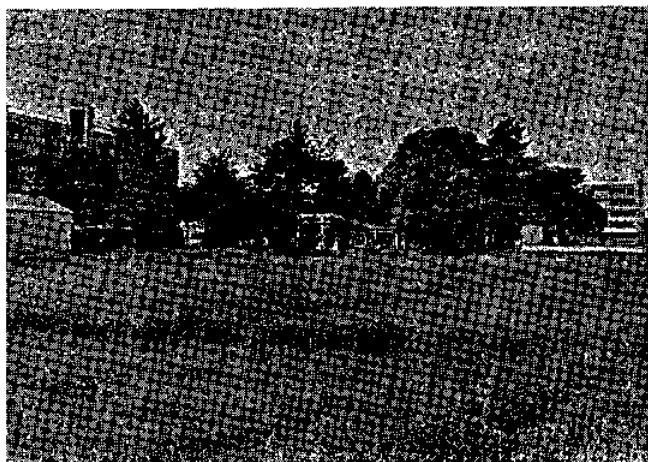
数の多さだけから説明しえないようである。すなわち、日本の民家（庶民住宅）が今日のように、一つの建物のなかを間切りしてさまざまな住まいの機能を充足させるようになったのは近世以降であるといわれ、それ以前は現在わずかに南九州や沖縄にのみこっている分棟型すなわち簡素な建物を数棟を建て、それぞれ寢間、竈屋、倉などにあてたという形態が一般的であったことが推定されている。これを直接的に古代集落の家屋にあてはめることは危険であるが、郡家今城の集落構造を考慮するさいには参照すべき材料であることはたしかである。

近年発掘調査が進みつつある奈良県の平城京の場合、貴族住宅ばかりでなく、庶民住宅も多く検出されているが、その家屋構造や建物配置が、郡家今城遺跡の例におどろくほどよく似ており、それは平安時代の絵巻物にみられるような、平安京の町屋とは様子がちがっている。農村の家屋が、みやこのなかに宅地を与えられて、そのまま移し建てられたようなものである。この時代にはまだ、都は田舎ぶりのつよいものだったのである。

郡家今城の集落は、一〇世紀には消滅してしまふ。はじめにあげた近畿の集落遺跡がいずれも、九〜十世紀におわるのも偶然ではない。古代村落はこの時期に一応の終末をむかえるようである。

郡衙と 島上郡の郡衙（郡役所）は高槻市の郡家の地であり、島下郡のそれは、茨木市の西北にある郷・駅 郡あるいは郡山の地名ののこるところといわれる。郡衙はその郡の中心にあって、律令制の地方行政組織のなかで、実際上の人民統治の拠点であった。租税物資をまとめ、班田を行なう等々の行政実務は、在地豪族の力をかりずしてはなにひとつできなかった。郡衙には、政治を行なう府庁のほか、租をは

Ⅲ 古代の高槻



写30 島上郡衙跡（市内郡家新町、中央は芥川随寺跡）

じめとして領民からとりたてた諸物資をおさめておくたぐさんの倉庫があった。これを正倉というが、郡衙跡として有名な常陸国新治郡衙（古郡道跡）の場合、政庁のまわりに四十数棟の倉庫がたちならんでいたことがわかっている。

島上郡衙は、一部発掘調査が行われ、木簡や「上郡」と墨書した土師器（甕）が出土している。一九七二（昭和四六）年五月、重要な遺跡として国の史跡に指定されたことは記憶に新しい。南は西国街道に面し、西には芥川随寺があり、東は芥川で限られるまとまった地勢であり、北方やや高燥の地には、倉庫群があったと推定されている。このような郡衙は、さきにもべたように、七世紀末ごろに成立をみるものといわれている。全国各地で郡衙遺跡と判断されるものが、最近とみに発掘されているが、それらは出土遺物から推して、そのころにいっきょにつくられたものらしい。島上郡衙については、今後の全面的な調査が期待される。

島上郡に五郷、島下郡に四郷があったことが『和名抄』に記されている。和名抄は、一〇世紀はじめの編



写31 神服神社（市内宮ノ川原元町）

算物であるから、八・九世紀の郷の数がこれと同じであったかどうかはわからないが、奈良時代前半期ごろの郡数、郷数を書いているとされる『律書殘篇』のそれと、和名抄を比べても、ほぼ同数であるから、島

上・島下の郷は八世紀ごろも和名抄の記すようなものと考えてよからう。

本市域の関係でここでは島上郡のみをとりあげるが、和名抄は、濃味、児屋、真上、服部、高上の五郷をのせている。このうち、これまでもいわれているように、濃味、真上、服部の三郷は、それぞれ、式内社野身神社の周辺、真上町、式内社神服神社周辺にその根拠地があったことはまちがいない。真上が、延暦四（七八五）年以前は白髪郷と称したことは石川年足墓誌銘にみえるところであり、さらに最近みつかった平城宮跡出土の和銅初年の木簡には、三島上郡「白髪部里」とあって、この地の人たちがかつて清寧天皇の名代白髪部（大和国市白香谷にあった王家の部民）とされたことに拠ることが明らかになった（中野写真）。この二郷は、諸説があつて、その比定がむずかしい。児屋については、地理志料が氷室、奈佐原の地としたのを、天坊

Ⅲ 古代の高槻

幸彦氏は改めて朝野群載にのせる天曆四（九五〇）年の児屋郷長解をもって、島上郡五条一里の安満、萩庄の地をあててべきだとした。しかしこの文書は、五条一里の田地の売券に関するものであること、この地が児屋郷長の所管に属し、同郷に属する田地であることは明らかだが、児屋郷の人たちの居住地とは一応は別個に考えるべきものであること等がこの場合問題になろう。古代の郷については、集落と耕作田が一体のものとは考えがたく、各郷いりまじった田地の存在が考えられる。筆者はむしろ、天坊氏が否定した資料である神護景雲元年格〔古代西〕に、大安寺の修理料田が「島上郡児屋里に在る」というわり書の記事を重視したい。これには田地の所在地が条里坪付のほかに、在地においてその場所を明示する書き方で「在児屋里」と記されている。条里坪付は九条五里卅五坪と九条六里二坪（いずれも大針田）とあるから、諸氏の条里復原によれば、芥川の左岸で東海道本線と交差するあたりになる。児屋の里名は武庫郡にいま一つあり、それは行基のつくった布施屋である毘陽施院ヒヤウシヤンからきていると推定されるが、島上郡の児屋里もこれとの関連が考えられ、山陽道沿いの芥川渡しの近くにそれを比定することができれば、布施屋が置かれた場所としては格好なところではなからうか。また和名抄の筆者が郡内の郷名を記す場合になんらかの順序を意識しているようにおもわれるが、児屋を上記の場所に想定するなら、少くとも濃味から服部までの四郷は、芥川の左岸で北方の山麓沿いに東から西に書いていることになる。

高上郷は奈良時代の文書に「高於郷」とあり、竹村屯倉と関連づけて考えられている。そうとすれば、さきにのべたように、島下との郡界の近くに求めることができ、地理志料がいうように、氷室、奈佐原の地であろうか。

島上郡内の駅としては和銅四(七一)年、平城遷都にともなうて設けられた都亭駅といわれる大原駅がある。平城京から西国へむかう街道に置かれた駅の一つであるが、河内国交野郡楠葉駅のつぎに記され、大原のつぎは島下郡殖村駅である。駅は既牧令に三〇里ごとに置くことになっているが、都亭駅という特殊な性格を考慮すると、淀川をはさんで枚方市の楠葉と対岸の島本町の桜井付近であろうか。千田稔氏は、西国街道沿いの津之江に「馬屋田」なる小字名があるのを重視すべきであるといっている。

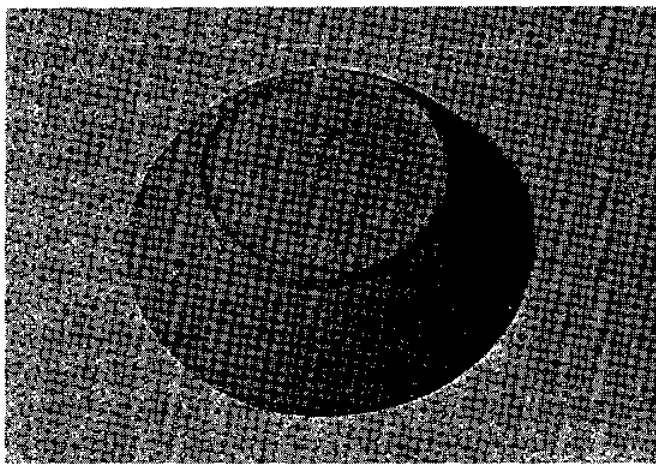
律令官僚

と三島

神祇の職を世襲的につかさどった中臣氏が三島と特別な関係をもっていたらしいことは前節と三島にのべた。真上にその墓があり、墓誌で有名な石川年足もまた仏教とともに神祇に精通した人物で、晩年、七五才で死ぬまでの六年間を神祇伯で通していることも偶然とはいえないかもしれない。三島の土地が天皇家の神祇に特別なかわりあいをもっていたことを考えさせるのである。

この土地の有力百姓の子弟たちの多くは、律令国家の下級官吏として出仕したことであろう。神龜三(七二〇)年の山背国愛宕郡出雲郷の計帳は、この郷の有力農民の子弟が、中央政府の使部・舎人になっているほか、親王や貴族のトネリとなっていることがわかる資料として有名であるが、畿内の村落はいずれも多少の差はあっても、下級官吏の供給源であったとおもわれる。平城宮跡東南端で出土した下級官吏の勤務評定に関する木簡によってその出身地をみると、いまのところ三島郡を本貫(原籍地)とするものはみあたらないが、左右京は別にして、河内、大和がそれぞれ三〇例ほどで、それについて、山背、摂津が多い(いずれも二〇例前後)。上級貴族は当然のことながら、これによって下級官僚の出身国についても、四畿内が他国を圧倒している状況がわかるのであり、律令政府がいかに畿内出身者を優遇したかが知られる。

Ⅲ 古代の高槻



写32 「玄蕃寮」と墨書のある土器（郡家今城遺跡出土）

三島の出身者が官僚として出仕していることが資料上たしかめられるものは、三島県主一族に限られる。なかでも天平宝字三（七五九）年、越中国^{こちゅう}掾として、東大寺の荘園図に署名している宗麻呂は、もっとも出世した部類に属する。

神護景雲三（七六九）年、伊勢の飯高公や左京・右京の神麻統連とともに宿称姓を賜わった正六位上三島県主広調は、どのような官職についていた人であろうか。なお三島県主一族はその時以降、宿称姓を称したことは、前掲の朝野群載所引の天曆四（九五〇）年の文書から知られる〔中世〕。また、天平宝字年間石山院の造宮文書にさいさい登場する豊羽は、造宮所の監督官（文書には領と記される）である。このほか写経生として出仕しているものもあり〔古代二〇〕、県主一族が在地にあつては郡領に任ぜられる一方、中央においても各方面にわたつて、国家の下吏となつて活躍していることがわかる。郡家今城遺跡からやや稚拙な文字で「玄蕃寮」と書いた土器が出土しているが、これもそのことをうかがわせる関連資料であろう。

また、三島はつぎにのべる宮内省直営の官田ばかりでな

く、延暦九（七九〇）年の格^{〔古本〕}に、右大臣の職田一〇町がおかれたことがみえているなど、職田、位田の設定地でもあった。

官田の経営

ここで官田というのは、奈良時代に、律令国家がとくに天皇供御の食料田として、畿内諸国においた一〇〇町歩の国家直営田である。『田令』によると、摂津国には一〇〇町のうち三〇町が置かれ、富裕な百姓一戸につき一頭の牛を飼わせ、二町ごとに牛一頭を配し、近在の班田農民の雑徭（年十六〇日を限って徴発される無償の徭役労働）をもって、耕作させるものであった。官田経営は、宮内省が直接行なうのが『田令』のたて前で、同省所管諸司の使部・判部という下級役人が、現地に向向して、直接経営にあたった。ただし、雑徭の徴発権は国司がもっていたから、国司また宮内省の命令をうけて、これに協力した。在地の実情にくらい中央官人による直接経営はうまくいかなかったのであろう。神護景雲二（七六八）年には、これを改めて、もっぱら国の長官にその経営を委ねることとし、宮内省派遣の「田司」を廃止した。一〇世紀初頭に編纂された『延喜式』にも、省営田と国営田の別を設けながらも、その経営は、専当の国司をもって行なうこととなっている。

官田の獲稲数は町別五〇〇束（秦米にして二五石、今量で一〇石ほど）と定められている。これは、この時代の収穫量からいえば、もっとも肥沃な田地、すなわち上田の収穫量である。同一の田地から毎年この収量を維持することは、当時の不安定な農業経営事情を考えると困難であったとおもわれ、したがって、六年一班の班年ごとに官田耕営地の割り替えが行なわれたことが予想される。

さて、この官田が、摂津国三〇町の全部であるか一部であるかは不明であるが、三島に置かれたことをう

かがわせる資料がある。畿内諸国について、官田がおかれた地域を明示する資料は、ほとんどなく、わずかに、天平二（七三〇）年の大倭国正税帳〔『寧楽』
『遺文』〕によって、同国のそれが、城下郡と十市郡にあったことを知り得るのみであるが、三島の官田は、つぎのような材料から、より具体的に推測することができる。

その一つは、太田保や富田が中世、造酒司料田となっていることである。この事実は、『延喜式』の記述にさかのぼることができる。すなわち造酒司が年間に醸造する酒料米二二三石余のうち、七九石余を摂津国の省営田がうけもつことになっているのである。ここにいう省営田とは、『田令』にいうところの官田の流れをくむもので、宮内省の管理する供御田である。延喜式の記事をさらに仔細にみると、酒料米をおさめる畿内諸国のなかで、もっとも多くをだす摂津と山城が、省営田の稲をあてるとあるのに対して、大和、河内、和泉の三国は大部分を、国衙の一般経費財源である正税をもつてあてるとしている点が注意される。このことは、摂津、山城の造酒司の用米をだす田地が、宮内省の直営田として特別に意識されていたことを物語るもので、太田保や富田の造酒司料田が古く溯るものであることをうかがわせるものであろう。

その二は、前章でのべた有名な安閑元年紀の三島竹村屯倉設定の記事との関連である。三島県主飯粒が献上したというこの屯倉の故地―御野、下御野、上桑原、下桑原という―がいずれであるかについては、なお定かでなく、一説には茨木市南西部の三宅村ともいうが、天坊幸彦氏が指摘するように、上田部、五百住、アジャラの森など屯倉設立伝説と符合する地名のある高槻市域内に求めるのがより妥当なおもわれる。少くとも、竹村屯倉の一部をそれらの地名と関連させて想定することは大いに理由のあることであらう。『和名抄』の島上郡の郷の一つである高上郷が、屯倉の名称である竹村と相通することは、すでに先学が指摘し

ていることである。そしてここで注意したいことは、律令制前のいつの時代かに設定された竹村屯倉四〇町が、律令制下の官田三〇町に直接つながるものだということである。このことは、官田が大宝令制下において屯田といわれ、当初中央政府派遣の田司により経営されたことから、容易に推測することができるし、天皇家の供御料田が、律令制前のミヤケと無関係に設置されたとは考え難いのである。もちろん両者には、歴史的飛躍がある点を見逃すべきではない。大王家の下僕であるトモノミヤツコが、直属の田部をつかって経営するミヤケと、国家の官僚が公民の徭役労働を使役して経営する官田では、その経営方式に質的差異のあることは明らかである。そのことと、官田がミヤケの故地を継承したことは別の事柄である。

その三は、一九六九（昭和四四）年に行なわれた上田部遺跡の発掘の成果である。奈良時代の水田址と若干の付属建物が発出されたが、興味深いのは、そこでみつかった多種多量の遺物である。詳細は第六巻に報告と図版があるからそれにゆずるが、まず注目されるのは、天平七（七三五）年の紀年を有するものを含む一二点の木簡である。一九六一（昭和三八）年奈良市の平城宮跡で木札に墨書のある、いわゆる木簡が出土し

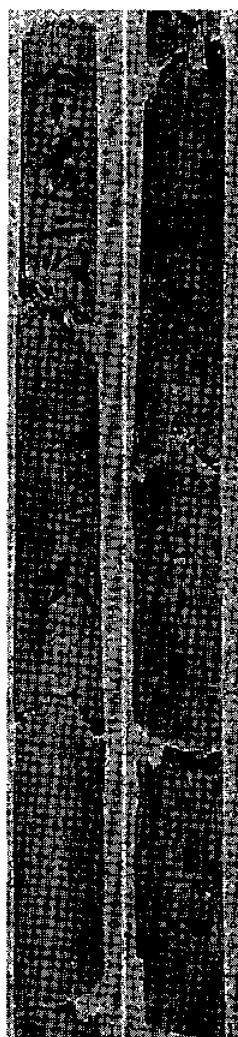


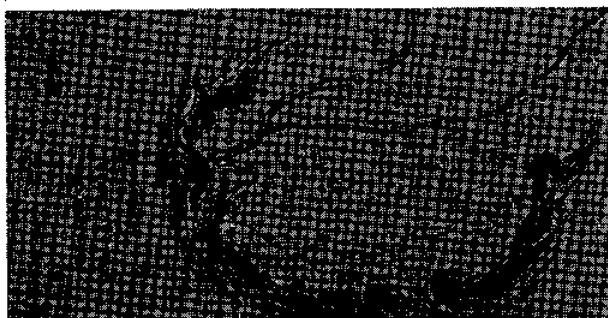
写真33 上田部遺跡出土木簡
（奈良国立文化財研究所蔵）

て以来、現在までに日本全国で約三〇個所の遺跡から、七世紀から九世紀にかけての木簡が発見されている。

なかに二、三なお遺跡の性格を明らかにしえないものもあるが、木簡出土の遺跡は、宮跡、寺跡、国庁跡、郡衙跡等のごく限られた遺跡であることがまず注意される。いわば律令国家の文書行政が行われていたところである。木簡出土地には畿内と遠国という地域差はない。相当数にのぼる同時代の畿内の遺跡が発掘調査されているけれども、宮跡や京内遺跡をのぞけば、木簡の出土が報告されているのは、上田部遺跡のほかは、同じ高槻市の郡家今城遺跡（一点）があるのみである。

墨書内容として注目されるのは、天平七年の年紀をもつ「今遺定二段（下略）」とあるものと、同種の記事である「（上略）今遺定五百廿三尻」の二点である。その意味はいずれも「現在調べてみたところが耕作可能な田地はこれこれである」という某時点における可耕地の調査記録である。天平七（七三五）年が六年に一回行われる班田の年にあたっていることが、木簡作成の契機になっているのであろう。

木簡ばかりではなく、上田部遺跡から出土した多種多量で豊かな農具―幅一メートル以上の馬鍬、鎌柄、植の子、砧、雀おどしの回転翼、杵、堅杵、田下駄等―も、この遺跡の性格を暗示している。これだけの農具が、このような小規模の発掘調査で出土した例は全国的にもめずらしい。牛骨らしい大きな獣骨も出土しており、牛耕が行われていたことを示唆する。さらに注目されるのは、土器の墨書銘に「田子」とあることだ。その意味は定かではないが、筆者は、駅子とか烽子ということばがあるように、「田」の専業労働者すなわち、かつてのミヤケの田部の系譜を想定し、官田の耕作人と解釈してみたい。これまでのべてきたところは、そのような解釈を可能にするし、上田部遺跡の豊富な遺物は、三島のこの地に官田が所在したらしい



写34 水無瀬庄絵図（東南院文書）

というこれまでの推測を、さらにたしかなものにした。

東大寺領 三島の初期荘園として著名なものに、島本町の大字広瀬、東大寺水無瀬庄に所在したとされるこの荘園については、現在正倉院に絵図がのこされており、同図に描か

れている丘陵、河（水無瀬川）などから、ほぼ現地を比定することが可能である。東大寺がこの地に荘園を設けた時期は、絵図に記されている天平勝宝八（七五六）年十二月ごろであるらしい。

同時に立庄されたものとして、摂津国の猪名庄（尼崎市）、大和国の春日庄（奈良市）、清澄庄（大和郡山市）、飛驒庄（檜原市）がある（中世二八号文書、ただしそこでは省略されているが、同文書には「一通文図、載春日清澄飛驒猪名水成瀬、天平勝宝八歳十二月十六日」とある）。諸寺所有の墾田額を定めた天平勝宝元（七四九）年以降（東大寺は四〇〇町と定められた）、東大寺が諸国、ことに近江、越前、越中に寺領を設定していったことは、正倉院に伝わる諸庄の田図により知られるが、水無瀬庄以下五つの荘園はこれらの荘園とはその立庄事情を異にしていると考えられる。

まず天平勝宝八年十二月という立庄時期が問題である。すなわちこの時期は、同年五月に聖武太上天皇がなくなった直後にあたり、六月には、聖武の死去に伴う国忌の御齋会を明年東大寺で行なうことをきめ

た。それまでに、大仏殿の歩廊の造営を六道諸国に命じている。また十月には大納言藤原仲麻呂がその費用として米一〇〇〇石と雑菜一〇〇〇缶を献上している。ついでに例えば三島の梶原寺に瓦四〇〇〇枚を造ることを命じたのもこの年の十一月のことである。水成瀬庄を含む五庄の設定が、丁度この時期に行われていることは、これらの五庄が聖武天皇の死とそれに伴う御斎会準備に特別な関係をもっていたようにおもわれる。春日庄がかつて天皇の離宮が設けられていた地であり、猪名庄もまた天皇遊宴の地であったことはよく知られた事実である。水成瀬、猪名については、また別に、交通の要衝というその地理的環境を重視すべきであろう。水成瀬は、古くから船津、河陽津とよばれた港津であったところであり、桂川、宇治川、木津川が合流する船便の基地であった地である。

絵図に描かれているところも、倉一棟、屋三棟の建物が中心にあり、大部分は畠地で、周辺部に若干の谷田があるにすぎない。北・西・南を山に囲まれ、東が水無瀬川を介して淀川に通ずる地勢は、この荘園が港津であったことをよく表現している。越前・越中の開田荘園が、田地と野地によって構成され、数十町から数百町におよぶものと規模・性格を異にしていることが知られるのである。このように、水無瀬庄は、東大寺に施入された時期には、淀川に通ずる三河川の合流点に設けられた、物資運搬の庄倉地であったといっているであろう。直接的には翌年の御斎会を控えて、このような基地を設ける必要が東大寺にあったのである。ただし、絵図に描かれているところは、施入当時の状況であり、東大寺に移された後は、倉屋などより完備したものになったであろう。施入前は、摂津職の管轄する船津であったろうか。やがてしかし、この庄も平安時代にはいと、畠地の水田化が進み、港津としての機能とともに、一般の所領としての性格もつよう

になる。

第四節 律令制動揺期の三島

平安遷都 平城京から長岡京、さらには平安京へと遷都が行われ、三島は一段と重要な交通の要路とな
と三島 里、都の近郊地として脚光をあびることになった。西国街道（三島路）が重視されたことは
もちろんであるが、淀川の舟運も大いに活用された。陸路、水路ともに、山崎が発地となり、三島はもっ
ぱら通過地になった。大原駅が廃止されて山崎に駅がつくられたのは、平安遷都直後のことのようにあり
（山崎駅の初見は弘仁三（八一）年）、津が置かれるようになったのもそれと前後する時期であったとみられ
る。西国に赴く人は、山崎まで陸路できて、ここから船にのって淀川をくだった。逆に都にのぼる人たちは
淀川を川船で遡航した。

土佐守の任を終って、都にもどる紀貫之は、河尻（淀川の神崎川の河口）から船にのって淀川をのぼった
が、途中川水が減って川底に船がつかえてなかなか進まず、苦勞の末に五日間かかってようやく山崎に着い
たことが、『土左日記』にみえている。高野詣、天王寺詣等のさいには、平安の貴族たちは、競って龍頭りゅうづめ
首くびの豪華船にのって淀川を往来したという。諸国の物資を運搬する船をはじめ公私の船が舳先を接して往復
した。

昌泰元（八九八）年十一月格には、兩岸の堤防近くに、公私の多くの牧があったことを記している。それ

によると諸国から物資を運漕してくる人たちは、川船を綱で引いてのぼったが、彼らが牧地のなかを通るので、牧場で働く牧子が、船客から物資を掠奪して苦しめるので、今後は河の兩岸五丈以内は、引船人の自由通行を許したとある。上牧の地名はそのような古代の牧場の所在地を示しているよう。

一方陸路も、大原駅は廃止されたが、山崎に根拠地をもつ「備貨の輩」とか「貨車の徒」と称される運送業者が、芥川や安威川等の渡瀬近くにも、その出先をおいたことは想像にかたくなく、三島は彼らの活動の一つの拠点であつたろう。

平安貴族が三島にもとめたいま一つのこととは、ここが彼らの遊覧の地になったことである。その場所としては、島本町の水無瀬が有名であり、そこが平安時代を通して天皇遊覧の地であつたことは、正史に多く記事がみえる。高槻付近もまた、貴族がここに遊んだことは、新古今集をはじめとする平安時代の和歌集に多く、この土地が歌材にえらばれていることからもうかがわれるところである。伊勢物語に在原業平が藤原高子を誘って芥川まで逃げてくる話があるが、これなどは、芥川の地が都人にいかに親しまれた場所であつたかを示しているよう。

安満勅旨田と元 天長九（八三〇）年、島上郡の安満を中心に二三町歩の勅旨田がおかれた。勅旨田とは鷹官田の成立

天皇家の私領を意味するといわれるが、占定地はすべて荒野・野地である。このような勅旨田がおかれた事情は、いかなるものであつたろうか。記録によると、勅旨田は九世紀代一世紀間に、全国的に設置され、それぞれ数十町から数百町におよぶ大面積の野地を占定して、国家の財力で開墾を行ない、その収益を天皇家の財源とするものであつた。律令国家の財政が破綻し、天皇家自身が大地所有者に

ならなければならない状態が生まれていたのである。

九〇二年のいわゆる荘園整理令は、その冒頭に、醍醐天皇以後勅旨田を置くことを廃止しているが、その理由を説明して、勅旨田は、百姓の産業の便を奪うものであり、以後は民をして負作（耕作を請負わせること）せしめよといっている。このことは、勅旨田が本来開墾ばかりではなく、その耕作についても、令制官田の経営と同じく国家の直営方式をとり、労働力は近在の農民の徭役労働によったことを示している。このような国家の直営方式は、成長しつつある班田農民の抵抗にあい、大きな転換をせまられていたのである。以後は勅旨田の経営は、在地農民の請作（賃租）に委ねられていくのである。安満勅旨田二三町の土地が、どのあたりの田地をさすのかは不明であるが、元来、安満は低湿の土地であり、大規模な弥生時代の遺跡地であるが、当時は桧尾川の氾濫原にあたつて、弥生時代以後は、田地としては放棄されていたところと考えられる。その後桧尾川をつかえて平野部の入口で、大きく山麓沿いにまわし、人工的な堤防（天文の文書に安満堤とみえる）を築いたのは、あるいは、天長の勅旨田開墾と関係するものかもしれない。後章でとりあげるように、ここにはのちに春日社領の安満庄がおかれる。

島上郡内において、親王や貴族に荒廃田（古荒田）を給している記事が散見するのも、勅旨田の設定と同様な事情によるものであろう。

元慶三（八七九）年、畿内五カ国に総計四〇〇〇町の官田がおかれた。うち摂津国には八〇〇町がわりあてられた。令制官田の国家直営方式が行きづまり、あわせて律令財政が苦しくなつて、諸司の費用や官人の給与の支払が困難になったことに対応して設置されたものである。これは勅旨田とちがひ設置目的からいっ

ても既存の可耕地でなければならなかった。うち島上郡には一九〇町ほどがおかれた〔（『源平国相傳』）〕。その経営は、一部は直營で獲稻全部をおさめさせ、一部は地子（貢租）をとりたてるものであった。やがてこの官田の一部をさいて諸司ごとに分けあたえ、諸司は独立の財源をもつようになる。これが後世なかく存続した官衙領であり、島上郡に造酒司田がおかれたことは、のちの資料から証される。

このように九世紀にはいって、三島の農民をめぐる土地所有関係は、大きな転換をとげていく。それをもたらしたものは、ほかならぬ律令政府の政治を拒絶するようになった農民の成長であった。

三島の山 平野部の白鳳以来の寺院とは別に、北方の山中や山麓には、平安時代にはいっていくつかの岳寺院 新たな寺院が建立された。大字原の山中にある本山寺、神峰山寺、大字成合の悉壇寺、神服神社の北山にある安岡寺、大字奈佐原の豊仙寺などがそれである。

このような山岳寺院が平安時代の初期につくられるのは、畿内において一般的にみとめられる事象である。ところで、山間や谷間の洞窟などで瞑想し、はげしい苦行の末に神秘的な靈感をうることを仏教の理想とすること自体は、古くからあったことで、行基が大和の生駒山中に草庵をつくって修業したように、呪術的な山岳崇拜と融合した信仰であった。律令国家はこの山林行者に対して、きわめて警戒的な態度をとった。「山林に停り住み、詐って仏法をかたらい、自ら教化をなして、伝習業を授け、書符を封印して薬を合せ毒を作らん者」は勅禁を犯したものととして捕縛することを命じている〔（『続日本紀』天）〕。僧尼令が全篇にわたって仏徒の自主的な信仰を禁止しているように、律令政府の仏教政策の基調は、仏教を国家秩序の維持に役立てようとするもので、思想的には儒教の法治主義を重視し、仏教をそれに従属させることにあった。官の大



写真35 本山寺全景（市内大字原）

寺である薬師寺、大安寺に僧侶の統制機関において、勝手に出家し僧侶になることを厳禁し、民間布教を禁止した。

しかし、このような政府の禁止令にもかかわらず、仏教の世俗化に抵抗して、山林を重んずる仏教徒が多く輩出した。最澄・空海の教界改革はこのような背景のなかで行われる。奈良時代末の光仁朝にはすでに、山林行者を禁制した道鏡を追放するとともに、山林修行の禁を解いており〔続日本紀「室」
（皇元十年十月条）〕、桓武朝もこれを継承し、山林行者神叡の弟子勝威を律師にむかえている。

本市北方の山中に仏堂が建立されるにいたった背景は以上のようなものである。なかでも本山寺と神峰山寺はその代表的な例であり、この寺は大和吉野の金峰山寺とならび称される寺院である。

本山寺と神峰寺はもと同じ寺院であり、前者は後者の奥院にあたり、現在の神峰山寺はもとの里坊と考えられる。縁起に光仁天皇の子の開成皇子が本寺を開いたとあるのは、さきにみたように、山岳寺院がこの頃に政府の許容す

Ⅲ 古代の高槻

律令政府が期待した古代村落は、租・庸・調・雑徭等の国家の賦役負担に堪えうる平均的な標準戸（郷戸）を構成単位とするものであった。しかし、事態の進行は、村落内部に郷戸間の階層分化をもたらした。一方



写真36 神峰山寺全景（市内大字原）

るところになった事実にもとづいて、いわれることであろう。安岡寺や靈仙寺も神峰山寺と同様の縁起をもっているから、この時期に開かれた寺とみてよからう。

松尾川の中流域にあった悉檀寺は、いまはまったくその跡をとどめない。成合の春日神社境内地がその遺跡と推定されており、平安時代後期の軒瓦が出土している。『三代実録』貞観十六（八七四）年十二月条に悉檀寺を官寺の例に預からしめたところから、相当な規模の伽藍をもつ寺院であったらしい。同じ資料には、貞観五年に本寺を天台別院にしたとある。

古代村落 前節でみたように、古代の集落遺跡であるの崩壊 郡家今城遺跡は、一〇世紀にはいるとその姿を消してしまふ。この遺跡に限らず、近畿のほかの集落遺跡についても、ほぼ同様の時期に遺跡の終末がみられるのである。この事実は何にを意味するのであろうか。

において有力家父長家族が出現し、他方に彼らに従属して再生産活動を行わねばならない貧窮百姓を生み出した。既存の部落から逃亡し他郷に新天地をもとめる百姓も輩出した。また逆に他郷の浪人が流入してきて、村落の成員に大きな変化がおこった。

当時の農業事情は、われわれが近世村落について考えるほど安定的なものでは決してなく、村落と耕地が一体的なものとして形成されているようなものではなかったから、既存の耕地間で毎年一定面積の可耕地を維持することは不可能であった。延暦十年五月格には、諸国司が常荒不用の田を名目的に百姓の口分田として班給している状況が指摘されているが、この時期になると、かつての口分田用地の荒廃現象は、深刻な問題になってきたのである。一方においても、同格ものべているように、王臣家の殷富百姓による私的土地所有が進み、下田を上田と相換したり、便利の土地を取得して、一般百姓に難澁をおよぼす事態が発生していた。

このような状況のなかで、さきにみたように勅旨田を設定して野地の大規模開墾を政府が直接に行なう一方、農民じしんも、私有地の確保をめざして、公地以外の場所で小規模な治田開発を行なった。九世紀の山城国葛野郡櫛原郷では、益水田という名の陸田の水田化が、有力家父長層によって小規模な単位で行われていたことが知られる。そして政府による大規模開発が、従来の用水路のつけかえをとまうような時には、在地農民の利害との対立をまねいた。

大同四（八〇九）年の格には百姓がもとの郷邑（むら）を離れて、田に就いて居住することが多くなり、そのため農民支配が困難になったことが指摘されている。従来の邑郷が人間の住まない廃村同然の姿になって

きたことが知られる。他郷からの浪人の流入もあって、このような浪人と、旧郷の有力家父層が、「雑処に群居する」状況が生まれてきた。

このようにして、当時の文献にみえる「塩百姓」あるいは「田堵」の連合による新しい村落が形成されるようになる。ここに、七世紀以来の古代村落は終末をみるわけで、郡家今城遺跡ほかの近畿の集落遺跡からうかがわれるところでは、そのような新村落の形成は、村落の占地を異にして、新しい場所に行われていることである。本市域内にある上牧遺跡は、平安時代から鎌倉時代にかけての集落と判断されているが、ここには八、九世紀代にさかのぼる遺構はなく、平安時代末になって、この地に新たに村落が形成されたことがわかる。このように、本市域の集落遺跡は古代村落の形成と消滅を具体的に示してくれる貴重な資料といわねばならない。